ジェイティービー健康保険組合

健康診査利用規程

（目　　的）

**第1条**　ジェイティービー健康保険組合（以下｢健保組合｣という。）は、被保険者及び被扶養者に健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的として、健康診査事業を実施する。

２　健康診査等を利用するときは、この規程の定めるところによるほか、別に定める健康

診査に係るそれぞれの業務委託契約書（以下｢基本契約｣という。）によるものとする。

（健康診査等の範囲及び受診資格）

**第２条**　健保組合が実施する健康診査等の範囲及び受診資格･対象年齢は次のとおりとする。

1.家族健診

社員の被扶養者である家族（20歳以上75歳未満の配偶者と40歳以上75歳未満の

配偶者以外の家族）を対象に指定された契約医療機関で健診を実施。

①基本検査・・・・年齢制限無し

　　②オプション検査

　　　・胸部Ｘ線検査・・・・年齢制限無し

　　　・胃ガン検診・・・・40歳以上

　　　・大腸ガン検診（便潜血）・・・40歳以上

　・子宮ガン検診・・・20歳以上

　・乳ガン検診・・・・30歳以上

　2.任意継続者健診

　任意継続被保険者及び被扶養者である家族（20歳以上75歳未満の配偶者と40歳以上75歳未満の配偶者以外の家族）を対象に指定された契約医療機関で健診を実施。

①基本検査・・・・年齢制限無し

　　　②オプション検査

　　　　・胸部Ｘ線検査・・・・年齢制限無し

　・胃ガン検診・・・・40歳以上

　　　　・大腸ガン検診（便潜血）・・・・40歳以上

　　　　・子宮ガン検診・・・20歳以上

　　　　・乳ガン検診・・・・30歳以上

　3.女性社員婦人ガン検診

　　被保険者(女性社員)を対象に指定された契約医療機関で健診を実施。

　　　　・子宮ガン検診・・・・20歳以上

　　　　・乳ガン検診・・・・・20歳以上

（受診機関）

**第３条**　利用できる医療機関並びに健診機関（以下｢医療機関等｣という。）は、健保組合と業務委託契約をした機関が指定した医療機関等とする。

（利用者の費用負担）

**第４条**　家族健診・任意継続者健診の基本検査及びオプション検査、また女性社員婦人ガン検診については、検査に係る費用の３割相当の費用を利用者の負担金とする。

（利用手続及び利用限度回数）

**第５条**　家族健診・任意継続者健診、女性社員婦人ガン検診の実施時期及び利用手続き･申込方法については、ホームページ等で発表する。健診を希望する者は、第３条に規定する業務委託機関に直接申込むものとする｡

２　家族健診・任意継続者健診の利用は1年度につき1回とし、別に年度内に人間ドック健診を受診した場合は受診できない。

（その他）

**第６条**　この規程に定めのない事項は、「基本契約」によるほか、その都度関係者と協議のうえ決定するものとする。

附　　則

　1.この規程は、平成18年4月1日から施行する。

　2.第2条の診査範囲、受診資格、第4条の費用負担、第5条の文言を改め、令和4年4

月1日から施行する。ただし、施行日前の受診については、なお従前の例による。

　3.第4条の費用負担の文言を訂正、第4条2項を1項に包含により削除し、令和5年4

月1日から施行する。ただし、施行日前の受診については、なお従前の例による。

　4.第2条、第5条の2項の文言を訂正し、令和7年4月1日から施行する。